

土壤汚染対策法施行規則

別表第四（第三十一条第一項関係）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム0・00三ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム0・0五ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	検液一リットルにつき0・00二ミリグラム以下であること。
シマジン	検液一リットルにつき0・00三ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液一リットルにつき0・0二ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液一リットルにつき0・00二ミリグラム以下であること。
一・二・ジクロロエタン	検液一リットルにつき0・00四ミリグラム以下であること。
一・一・ジクロロエチレン	検液一リットルにつき0・一ミリグラム以下であること。
一・二・ジクロロエチレン	検液一リットルにつき0・0四ミリグラム以下であること。
一・三・ジクロロプロペン	検液一リットルにつき0・00二ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液一リットルにつき0・0二ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀0・000五ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン0・0一ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき0・0一ミリグラム以下であること。
チウラム	検液一リットルにつき0・00六ミリグラム以下であること。
一・一・一・トリクロロエタン	検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。
一・一・二・トリクロロエタン	検液一リットルにつき0・00六ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき0・0一ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液一リットルにつき鉛0・0一ミリグラム以下であること。
ひ 砒素及びその化合物	検液一リットルにつき砒素0・0一ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液一リットルにつきふっ素0・八ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液一リットルにつき0・0一ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液一リットルにつきほう素一ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。